

日本ポリエチレン製品工業連合会
会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本ポリエチレン製品工業連合会と称する。
- 第2条 本会は全国のポリエチレン製品に関する日本ポリエチレン重包装袋工業会・日本ポリエチレンラミネート製品工業会・日本ポリエチレンブロー製品工業会及び日本フラットヤーン工業組合（以下「3工業会1工業組合」という）相互の緊密な連繋並びに親睦を図ると共に、斯業の健全な発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は正会員及び特別会員とする。
2. 正会員は第2条にある3工業会1工業組合に加入する法人とする。
 3. 特別会員はポリエチレン等原料製造業者並びにポリエチレン工業と密接な関連を有する法人並びにポリエチレンに関連ある事業を営む法人とする。
 4. 正会員並びに特別会員は別に定める会費を納入しなければならない。
 5. 新たに入会した正会員、特別会員は、理事会・総会にて報告する。
- 第5条 本会に特別会員として入会しようとする者は、別紙入会申込書を提出し、業務・財務委員会の承認後、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 本会を退会する正会員は、原則として3ヶ月前までに所属する工業会・工業組合の会長に退会届を提出するものとする。
2. 本会を退会する特別会員は、原則として3ヶ月前までに本会会長に退会届を提出するものとする。
 3. 退会する正会員は、加入する3工業会1工業組合に未納会費があるときはこれを全額支払い、また既納会費はいかなる場合もこれを返却しない。
 4. 退会する特別会員は、本会に未納会費があるときはこれを全額支払い、また既納会費はいかなる場合もこれを返却しない。
 5. 退会した正会員、特別会員は、理事会・総会にて報告する。
- 第7条 正会員は、加入する3工業会1工業組合の会則、規程に定める除名条項により除名された場合は、本会も除名となり会員資格を喪失する。
2. 特別会員は、次の事項のいずれかに該当したとき、理事会の決議を経たうえで、本会を除名となり特別会員資格を喪失する。
 - (1) 本会の名誉を傷つけ、又本会の事業運営の円滑な推進を妨げたとき。

- (2) 会費を6ヶ月以上滞納したとき、又本会に対する義務を怠ったとき。
3. 除名となった正会員、特別会員は、理事会・総会にて報告する。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名
理 事	若干名
専務理事	(1名) 理事1名にかえて専務理事を置くことができる。
監 事	1名

2. 会長及び副会長は、理事会の互選もしくは、現会長が推薦する3工業会1工業組合の会長から選出し、理事会承認の後、総会での承認を得て就任する。
3. 理事及び監事は、総会において正会員から各工業会会長・工業組合理事長の承認を得て選出し、会長が任免する。
4. 専務理事は、理事1名にかえて当会会員外より選出し、理事会承認の後、総会での承認を得て会長が任免する。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故等でその職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
3. 理事は重要事項の審議に当たるものとする。
4. 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議を経て事務局を総括し、会務を処理する。
5. 監事は本会の財務を監査する。

第10条 役員任期は2カ年とし、再任を妨げない。

2. 前項の規定に関わらず役員任期は、役員改選のために招集される総会の日をもって、その任期を終了したとみなす。
3. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期が終わっても後任者がその職に就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局長は理事会承認の後、総会での承認を得て会長が任免する。
3. 事務局に関し必要な規程類は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

第4章 会 議

- 第13条 会議は総会及び理事会とし、第2条の目的を達成するため開催する。
- 第14条 総会は役員並びに正会員の総会代表を以て構成する。総会代表は別に定めるところにより選任する
- 第15条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年6月末までに、臨時総会は必要に応じて理事会の議を経て、会長がこれを招集する。また、3分の1以上の役員の実要求ある場合は、臨時総会を開く事が出来る。総会には役員選任・経費の予算・決算・事業の計画及び報告その他重要事項を附議する。
- 第16条 総会は総会代表の過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。
- 第17条 総会の議長は会長が当たる。
- 第18条 理事会は全役員を以て構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。
2. 理事会は重要事項の審議の外、総会附議事項を審議する。
 3. 理事会の議長は会長が当たる。
 4. 理事会は全役員の実過半数の出席を以て成立し、出席人員の過半数を以て決する。
- 第19条 本会の目的を達成するため必要に応じて、部会・委員会等を設けて特別に調査審議することができる。
2. 部会並びに委員会は、理事会より諮問された事項を検討し、理事会に意見の具申を行うことができる。
 3. 部会並びに委員会の決定事項は、理事会の承認を得て実行することができるが、部会長及び委員長は議事録をもって理事会に報告する義務と責任を有する。
 4. 本会業務の管理、運営を円滑に行うため、業務・財務委員会を設ける。
- 第20条 なんらかの事情により、構成員が会して総会、理事会の開催が難しい場合、会長の判断・指示により、ウェブ会議による開催または、総会、理事会の構成員に議題内容の書面を送付することで書面による決議を行うことができる。

第5章 財 務

- 第21条 本会の経費は会費及び寄付金及び雑収入を以てする。
- 第22条 本会の会費は別に定めるところによる。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第24条 監事は決算報告書を監査し、意見を附して会長に報告しなければならない。

第6章 弔 事

- 第25条 本会会員の弔事の際は、弔電を打電する。本条における会員とは原則として正会員である3工業会1工業組合に加入する法人の代表者（1名）及び各工業会・工業組合の例会等の会合への参加者をいう。

2. 弔電は三者（本人、配偶者、実父母）の逝去に際し喪主へ打電する。

附 則

第26条 本会則の改廃・変更は、業務・財務委員会での承認を得た後、理事会決議の後、総会にて決するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会則の変更のうち軽微な事項については、理事会および総会の決議を要しないものとする。この場合、変更の内容について通知するとともに、理事会および総会にて変更内容の報告を行う。

第27条 本会則は昭和45年10月1日よりこれを施行する。

- ・昭和45年10月1日 改編制定
- ・平成18年4月1日 改定
- ・平成19年4月1日 改定
- ・平成22年4月1日 改定
- ・2020年9月1日 改定

2020年9月1日

日本ポリエチレン製品工業連合会

会長 萩原 邦章